

諸外国の原子力損害賠償制度の概要

資料1-7

| 国名 | | 日本 | 米国 | 英国 | 仏国 | 独国 | 韓国 | スイス |
|----------------------|-------|---|--|--|--|---|--|--|
| ①事業者賠償責任※1 | 有限・無限 | 無限 | 有限 126億ドル (1.51兆円) | 有限 1.4億ポンド (252億円) | 有限 9150万ユーロ (119億円) | 無限 | 有限 3億SDR (450億円) | 無限 |
| ②免責事由 | | ・社会的動乱 ・異常に巨大な天災地変 | ・戦争行為 | ・武力紛争 | ・武力紛争 ・異常に巨大な自然災害 | なし | ・武力紛争 | なし※4 |
| ③準備資金※2 | | 【保険等】 ①民間・政府保険 1,200億円 【条約の拠出金】 ②CSC 0.472億SDR (70.8億円) | 【保険等】 ①民間保険 3.8億ドル (456億円) ②事業者共済 122億ドル (1.46兆円) 【条約の拠出金】 ③CSC 0.306億SDR (45.9億円) | 【保険等】 ①民間保険 1.4億ポンド (252億円) 【条約の拠出金】 ②フッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円) | 【保険等】 ①民間保険 9,150万ユーロ (119億円) 【条約の拠出金】 ②フッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円) | 【保険等】 ①民間保険 2.5億ユーロ (325億円) ②事業者共済 22.5億ユーロ (2,925億円) ※①②で対応不可の場合、25億ユーロまで 国家補償 【条約の拠出金】 ③フッセル補足条約 1.25億SDR (187.5億円) | 【保険等】 ①民間・政府保険 ※3 500億ウォン (50億円) | 【保険等】※4 ①民間保険 11億スイスフラン (1,430億円) ②国家補償 13.2億ユーロから①を 差し引いた額 (1,716-1,430億円) ※①で対応不可の場合、 13.2億ユーロまで国家補償 【条約の拠出金】※4 ③改正フッセル補足条約 3億ユーロ (390億円) |
| ④準備される資金を上回る場合 | | ・機構を通じた政府による資金援助(事業者の相互扶助を前提) | ・大統領が議会に補償計画を提出 | ・国会の議決の範囲内で主務官庁から補償 | ・9,150万ユーロ以上は規定なし ・デクレ(政令)により準備資金の分配を決定 | ・事事故業者は資力の限り賠償 ・事事故業者の資力を超える場合は、命令により利用可能な資金の分配を決定 | ・責任限度額(3億SDR)までは政府援助 ・3億SDR以上は規定なし | ・事事故業者は資力の限り賠償 ・事事故業者の資力を超える場合は、議会在補償計画を定める |
| ⑤賠償措置に関連する批准した発効済の条約 | | CSC | CSC | パリ条約 フッセル補足条約 | パリ条約 フッセル補足条約 | パリ条約 フッセル補足条約 | — | — ※改正パリ条約・フッセル補足条約には批准済みだが未発効。 |

※1 レート: 1ドル=120円、1ユーロ=130円、1スイスフラン=130円、1ウォン=0.1円、1ポンド=180円、1SDR=150円と仮定。

※2 最も高い限度額。原子炉以外の再処理・加工施設については限度額が低い場合あり。

※3 平成27年1月付で保険限度額が3億SDRまで引き上げられている模様。

※4 スイスについては、改正パリ条約・改正フッセル補足条約にあわせた法令改正後のものであり、条約未発効のため未施行の段階の内容。

諸外国の原子力損害賠償制度の概要

平成 27 年 5 月

【目次】

| | |
|---------------------------------|----|
| I . 米国の原子力損害賠償制度の概要 | 1 |
| II . 英国の原子力損害賠償制度の概要 | 11 |
| III . 仏国の原子力損害賠償制度の概要 | 16 |
| IV . 独国の原子力損害賠償制度の概要 | 20 |
| V . 韓国の原子力損害賠償制度の概要 | 28 |
| VI . スイスの原子力損害賠償制度の概要 | 32 |

I. 米国の原子力損害賠償制度の概要

1. 根拠・目的

米国の原賠制度（原子力損害賠償制度）は、1957年の原子力法の一部を改正する法律（いわゆる「プライス・アンダーソン法」）により創設された。具体的には、プライス・アンダーソン法によって設けられた原子力法第170条並びに第2条及び第11条の一部の規定から構成される。

プライス・アンダーソン法は、当初10年間の時限立法として制定されたが、度重なる改正・延長が行われ、直近の2005年の原子力法の改正により2025年まで延長されている。

また、米国は、CSC（原子力損害の補完的な補償に関する条約）の締結国であるため、同条約の規律も受けることになる。

原賠制度は、「公衆を保護するとともに原子力産業の発展を促進し、もって公共の福祉及び社会の防衛と安全保障を図る」（原子力法第2条第1項）ことを目的としている。被害者保護と原子力産業の保護育成を二大目的として掲げている背景は、法制定当時、民間事業者が原子力事故による損害賠償責任を問題視し、原子力事業への参入に難色を示したため、民間事業者の賠償責任を一定額で制限し、責任保険等の損害賠償措置を規定したことにあるとされる¹。

2. 事業者の責任

(1) 無過失責任、責任集中

原子力事故が発生した場合の事業者の法的責任については、原子力法に定めはなく、各州の不法行為法に委ねられている。このため、原子力法に無過失責任や責任集中に係る規定は存在しない。

原子力損害が生じた場合、被害者は原子力発電所の運転者だけでなく、供給事業者その他の加害者と考えられるすべての者に対して損害賠償を請求することができる。しかし、NRC（連邦原子力規制委員会）から許可を受ける原子力事業者は、損害賠償措置を講じることが許可の要件とされており（原子力法第170条第a項）、損害賠償措置は「公的責任」（原子力事故又は予防的避難から生じた又は結果として発生する一切の法的責任）を填補するために講じられ、法的責任を負う者は誰でも損害賠償措置を利用することができる。このため、原子力事業者以外の者は実質的に損害賠償費用を負担せず、原子力事業者が負担することとなる。

また、原子力法第11条第j項に規定される「異常原子力事故」²によって

¹ 「原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書」（日本エネルギー法研究所（2005年））

² 「異常原子力事故」とは、①施設外において、制限区域からの原料物質、特定核物質、又は副産物質の多量の流出若しくは散乱の原因となった事故、又は②施設外の放射性レベ

原子力損害が生じた場合には、原子力事業者は、NRC 又は DOE（連邦エネルギー庁）との補償契約に基づき、事故発生地^③の州法上有する抗弁権を放棄しなければならない（同法第 170 条第 n 項(1)）とされていることから、原子力事業者は実質的に無過失責任を負うこととなる。通常の原子力事故の場合には、被害者は州法に基づき原子力事業者等の過失を立証しなければならないが、これについては、実際の不法行為による損害賠償請求訴訟においては、原子力事業のように潜在的危険性を有する事業を営む者に対し、過失責任を修正した厳格責任原則に従って責任を判断するのが一般的であるとされている。

(2) 責任額

米国はプライス・アンダーソン法の制定時から、原子力事業者の賠償責任については有限責任制度を採用しており、原子力事業者がとる損害賠償措置及び NRC 又は DOE の補償の合計額が責任額^④の上限とされる（原子力法第 170 条第 e 条）。当該責任限度額は、プライス・アンダーソン法制定当時は一事故当たり 5 億 6,000 万ドル（約 2,016 億円：1 ドル=360 円）とされていたが、プライス・アンダーソン法の時限延長を繰り返す中で引き上げられ、現在は、事業者相互扶助制度を含め約 126 億ドル（約 1 兆 5,120 億円：1 ドル=120 円）となっている。

(3) 損害賠償措置

NRC の被許可者及び DOE 契約者は、「公的責任」に係る損害賠償を担保するための措置（損害賠償措置）を講じる義務がある（原子力法第 170 条第 a 項及び第 d 項(2) (A)）。

NRC の被許可者に要求される損害賠償措置は、当該被許可者が許可を得て運転する原子力施設が「大量の電気を生産し、かつ 10 万 kW 以上の電気出力を有するよう設計された施設」であるかどうかによって異なる。

ア. 電気出力 10 万 kW 以上の原子力発電施設の NRC 被許可者

電気出力 10 万 kW 以上の原子力発電施設を保有する NRC 被許可者に要求される損害賠償措置は、(7) 民間の責任保険等による第 1 次的損害賠償措置及び (i) 事業者間相互扶助制度による第 2 次的損害賠償措置によって構成される。

ル上昇の原因となった事故であって、NRC 若しくは DOE 長官のうち適当な者が重大なもの^⑤と決定し、かつ施設外の重大な人に係る権利侵害又は財産損害の原因となったもの、③（施設外の放射性レベルの上昇の原因となった事故であって）将来その原因となると NRC 又は DOE 長官のうち適当な者が決定したもの、と定義されている（原子力法第 11 条第 j 項）。

(7) 責任保険等による第1次的損害賠償措置

電力出力 10 万 kW 以上の原子力発電施設に係る第 1 次的損害賠償措置の額は、民間利用できる最大額とされており（原子力法第 170 条第 b 項(1)）、現在、3 億 7,500 万ドル（約 450 億円）となっている。この第 1 次的損害賠償措置は、NRC が定める条件に基づくものであれば、責任保険に限られず、民間の補償契約、自家保険、その他損害賠償支払能力の証明又はこれらを組み合わせたものとするすることができる（同法第 170 条第 b 項(1)）。

(イ) 事業者間相互扶助制度による第 2 次的損害賠償措置

第 2 次的損害賠償措置である事業者間相互扶助制度は、損害賠償額が責任保険等による第 1 次賠償措置額を超えた又は超えるおそれが明らかとなった後に、保険料を徴収する延払保険料徴収制度であり、これを財源として賠償が行われる。

第 2 次的損害賠償措置は、全米の被許可者を包括して補償する基本契約（Master Policy）に基づくものであり、NRC から被保険者である被許可者に対し保証証書が交付される。実際の実務は ANI（アメリカ原子力保険会社）によって運営・管理されており、ANI は事故発生後、原子力事業者から保険料を徴収する。保険料は原子力発電施設の基数を単位として徴収される。1 つの事故について、各施設に課される保険料は年当たり最大 1,750 万ドル（約 21 億円）とされ、かつ、総額は 1 億 1,190 万ドル（約 134 億円）までとされる（原子力法第 170 条第 b 項(1)）。また、出力が 10 万 kW 以上 30 万 kW 以下の施設については、同一サイト内に存在する場合、130 万 kW を超えない範囲で結合する（単一の施設と見なす）ことができる（同項(5)）。さらに、①1 暦年に 2 以上の原子力事故を起こした施設を所有する事業者や、②2 以上の施設を所有する事業者であって、標準の保険料を課した場合に、事業者又は事業者の需要家にとって不当な資金的困難をもたらすことになると NRC が決定した場合には、NRC は当該事業者に対し、諸事情を勘案して標準の保険料より少ない額を課することができる（同項(2)(A)）。ただし、この場合、NRC は標準の保険料との差額に財務長官が決定する利率による利息を付した額の支払いを要求しなければならないとされている（同項(2)(B)）。

損害賠償額及び訴訟費用が損害賠償措置額を超える場合には、5%のサーチャージが課されるとされ、これを考慮すると、現在の第 2 次的損害賠償措置額は、122.2 億ドル（約 1 兆 4,664 億円）（1 億 1,190 億ドル／基×1.05×104 基）となっている。

上記の(ア)及び(イ)による損害賠償措置額を合計すれば、電気出力 10 万 kW 以上の原子力発電施設についての損害賠償措置額（責任限度額）は約 126 億ドル（約 1 兆 5,120 億円）となる。

イ. 電気出力 10 万 kW 未満の原子力発電施設の NRC 被許可者

電気出力 10 万 kW 未満の原子力発電施設を保有する NRC 被許可者に求められる損害賠償措置は、(ア)民間の責任保険等による第 1 次的損害賠償措置及び(イ)NRC との補償契約に基づく補償によって構成される。

(ア)民間の責任保険等による第 1 次的損害賠償措置

第 1 次的損害賠償措置は、上記ア. の電気出力 10 万 kW 以上の原子力発電施設と同様に民間利用できる責任保険とされている。ただし、NRC は、①民間保険の費用及び条件、②被許可活動の種類、規模、位置及びその他の危険に関する要因、③被許可活動の性質及び目的を考慮し、少額損害賠償措置に係る基準を定めることができ、かつ随時改正することができる（原子力法第 170 条第 b 項(1)）。また、上記ア. と同様に、責任保険のほか、民間の補償契約、自家保険、その他損害賠償支払い能力の証明又はこれらを組み合わせたものを含めることができる（同項(1)）。

(イ)NRC との補償契約に基づく補償

電気出力 10 万 kW 未満の施設については、第 1 次的損害賠償措置を超える損害を NRC が被許可者との補償契約に基づき補償する（原子力法第 170 条第 c 項）。NRC による補償額は原則 5 億ドル（約 600 億円）であり、被許可者の損害賠償措置額が 6,000 万ドル（約 72 億円）よりも大きい場合、6,000 万ドルを超える分が 5 億ドルから控除される（同条第 e 項(1)(i)）。補償契約を締結した被補償者（被許可者）は、NRC に対し、熱出力 1,000kW 当たり年間 30 ドル（約 3,600 円）支払うこととされている（同条第 f 項）。

上記の(ア)及び(イ)による損害賠償措置額（責任限度額）は、表 1 のとおりであり、最大 5 億 6,000 万ドル（約 672 億円）となる。

ウ. DOE 契約者

DOE は、ウラン濃縮、再処理等の連邦政府事業を実施する事業者との間で補償契約を締結しなければならない（原子力法第 170 条第 d 項(1)(A)）。補償契約において DOE は、①DOE が決定する方式及び額の損害賠償措置を提供し、維持することを契約者に要求するとともに、②損害賠償措置を超

える損害に対し、100億ドル以内で補償する義務を負う（同項(2)(A)(B)）。

補償契約を締結した事業者（DOE 契約者）は、DOE に対し熱出力 1,000kW 当たり年間 30 ドル支払うこととされている（同条第 f 項）。

表 1：原子炉の熱出力と賠償措置額の関係

| 熱出力 | 賠償措置額 | 責任限度額 |
|--------------------------------|---|---|
| 10kW 未満 | 100 万ドル | 賠償措置額に NRC による補償 5 億ドルを加算した額。ただし、損害賠償措置額が 6,000 万ドルを超える場合、5 億 6,000 万ドル |
| 10kW～1,000kW | 150 万ドル | |
| 1,000kW～1 万 kW | 250 万ドル | |
| 1 万 kW 以上 （電気出力 10 万 kW 未満） | 賠償措置基本額（熱出力 × 185 ドル） × 人口因数（1.0～2.0）で算出される額（450 万ドル以上 7,400 万ドル未満） | |

（注）熱出力とは、原子炉で核燃料物質が核分裂を起こして発生するエネルギーを出力して表したものである。原子力発電所の発電能力としては、熱出力に熱効率（熱エネルギーを電気エネルギーに変換する際の効率）を乗じることにより算出される電気出力が用いられる。一般的に軽水炉では 33～35%とされている。

(4) 免責

原子力事業者は、「公的責任」に係る損害賠償を行うための損害賠償措置を講じる義務を負うが、①労働者の損害賠償責任、②戦争行為に起因する損害賠償責任及び③原子力施設の財産の損害に係る損害賠償責任については、「公的責任」の定義からは除外されている（原子力法第 11 条第 w 項）。このため、被害者はこれらの責任に関しては損害賠償措置を利用することができない。ただし、上記①については、原子力法の対象外となる代わりに、NRC 規則に基づき、NRC の被許可者は、現場労働者等の負傷に関する損害賠償を担保するための保険を掛ける義務を負う。また、上記③については、原子力施設そのものに生じた損害について除外したものであり、原子力損害に係る第三者責任について定めている諸外国の原子力損害賠償制度と同様に、原子力事業者自身が被った損害を除外するものである。このため、原賠制度における免責事由という意味では、実質的に上記②の戦争行為に起因する損害のみを指すことになる。

3. 被害者に対する損害賠償

(1) あらかじめ準備される賠償資金の額

原子力事業者がとる損害賠償措置の額が被害者に対しあらかじめ準備さ

れる損害賠償資金の総額となる。

なお、CSC の発効に伴い、締約国からの拠出金をもって被害者への賠償に充てる仕組みも適用されることとなると見られるが、現時点ではその詳細は明らかでない。

(2) 損害賠償措置額の範囲内における措置

ア. 事業者間相互扶助制度における NRC による立替払い

(7) 事業者の支払う年間保険料総額を超える賠償請求が生じた場合

事業者間相互扶助制度を利用して原子力事業者が支払う損害賠償総額は、保険料の総額の 122.2 億ドル（約 1 兆 4,664 億円）であるが、前述のとおり保険料には年間の上限額があり、また減額が認められる仕組みであるため、原子力事故が発生した後、年間に利用可能な資金は最大で 18.2 億ドル（約 2,184 億円）（1,750 万ドル×104 基）となる。このため、年間に支払う損害賠償額がこれを上回る場合には、資金が不足することになる。この場合、NRC は必要な資金の立替払いをしなければならない（原子力法第 170 条第 b 項 (4) (A) 柱書）。NRC が立て替えた資金については、財務長官が決定する利率による利息を付して、事後に徴収する保険料の総額から弁済又は償還されなければならない（同項 (4) (B) (C)）とされるが、利払い分によって事業者の負担（保険料総額）が増えるわけではなく、利払い分を損害賠償原資として利用できなくなることとなる。

(i) 事業者が支払うべき保険料を支払うことができない場合

各原子力事業者は保険料の支払義務を負うが、保険料を支払えない可能性がある。この場合、NRC は事業者の保険料の不払いに相当する保険について再保険を引き受けることができ、再保険を引き受けない場合には保険料の支払いを保証しなければならないとされる（原子力法第 170 条第 b 項 (3)）。なお、NRC が保険料の支払いを保証するために被許可者、補償者（保険会社等）との間で結ぶ契約には、NRC が事業者又は保険会社等に代わって支払った分の保険料について、当該事業者等が NRC への返済を保証する条項を含めることができるとされる（同項 (3)）。

NRC は、上記 (7) 又は (i) の措置に基づき支払いが必要となる場合には、①立替払いを行うために必要な資金について議会に財源を求め、又は②歳出に関する法律によって承認される範囲内で財務長官に対し債務証書を発行しなければならないとされている（原子力法第 170 条第 b 項

(4)(A)。

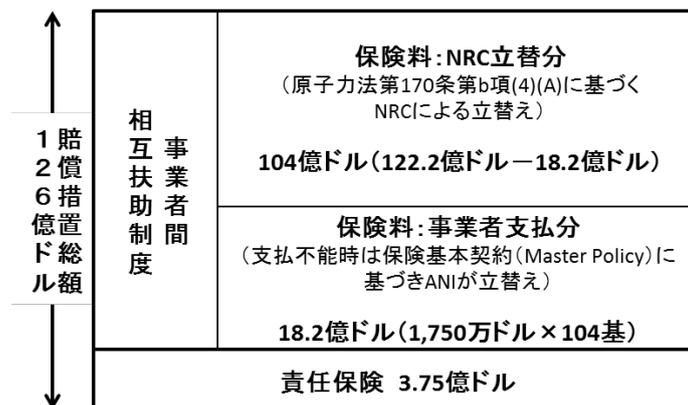
イ. 事業者間相互扶助制度における ANI による立替払い

原子力事業者が保険料の支払いができない場合、事業者間相互扶助制度の基本契約 (Master Policy) に基づき、ANI は、所定の金額 (一事故当たり一原子力発電施設につき年間 3,000 万ドル (約 36 億円)・通算 6,000 万ドル (約 72 億円) について立替払いを行うこととされている。

現在、各事業者の年間の保険料の上限 (1,750 万ドル) は 3,000 万ドルよりも低いことから、ANI は最大で原子力事業者が支払うべき保険料の総額 (年間 18.2 億ドル) まで立替払いを行う義務がある。

このため、例えば大規模な原子力事故が発生し、年間、責任限度額を超える損害賠償責任が発生した場合には、まず ANI が 18.2 億ドルの立替払いを行い、残余の 104 億ドルについて、上記ア. (ア) の NRC による立替払いが行われることになる (図 1 参照)。また、ANI による立替払いは通算で 6,000 万ドルまでとされ、原子力事業者の倒産等による徴収不能の保険料がこの額を超える場合には、上記ア. (イ) の NRC による再保険又は支払保証による立替払いが行われることになる。

図 1 : 米国における立替払いの構造



(3) 損害賠償措置額 (責任限度額) を超える損害に対する連邦の補償

責任限度額を超える原子力損害を生じさせる原子力事故が発生した場合、原子力法では「議会は事故を十分に調査し、重大災害から公衆を保護するために必要かつ適切であると決定される一切の行為を行うものとする」(同法第 170 条第 e 項 (2)) とされる。具体的な手続は以下の①~④とおりでである。

- ① NRC 又は DOE は、それぞれ被許可者又は契約者の施設で事故が発生した場合、損害の原因と規模を調査し、その結果を議会、公衆、関係当事者、裁判所等に提出する (同条第 i 項 (1))。

- ② 事故が発生した地域の連邦地方裁判所（米国領域外で発生した場合はコロンビア特別区連邦地方裁判所）は、1件の原子力事故に係る損害が責任限度額を超え得ることを決定する（同条第o項(1)）。この際、被害者に対し支払われる損害賠償総額は、当該裁判所の事前の承認なしに責任限度額の15%を超えてはならず、支払いが当該裁判所で承認された下記③の計画に従うものでない限り、15%を超える範囲において支払いを許可してはならない（同項(1)(A)(B)）。
- ③ 上記①のNRC又はDOEは、係争中の請求に対する処分及び利用し得る残存資金の配分のための計画（配分計画）を、上記②の裁判所に提出しなければならない。この際、NRC又はDOE以外の補償者（保険会社等）又は他の関係者は計画を提出する権利を有する。当該裁判所は、提出された計画の承認、不承認若しくは修正、又は他の計画の採用及び各請求者への残存資金の公平な配分の決定に必要なすべての権利を有する（同項(1)(C)）。
- ④ 上記②の裁判所の決定後90日以内に、大統領は議会に対し、以下の(A)～(D)の事項を提出しなければならない（同条第i項(2)）。
- (A) 責任限度額を超える人身及び財産損害の見積額
 - (B) 責任限度額を超える損害を補償するための追加的資金源に関する勧告
 - (C) すべての有効な請求に対する十分かつ迅速な補償を規定し、後発損害の補償に係る勧告を含む1以上の補償計画
 - (D) (C)の補償計画を実施するための追加的立法
- ⑤ 議会は、上記④(C)の補償計画について決議をし、承認する（同条第i項(3)～(6)）。

なお、責任限度額を超える損害を伴う原子力事故が発生した場合に、議会が公衆を保護するために行う補償に必要な資金を確保するに当たっては、原子力法第170条第e項(1)に定める公的責任の制限にかかわらず、議会がNRCの被許可者に対し歳入措置を制定することは妨げられないとされている（同項(3)）。このため、被許可者の損害賠償負担は、責任限度額を超えて増加する可能性がある。このため、事業者の責任について、プライス・アンダーソン法は、原則として有限責任としつつも、議会の決定によっては無限責任とすることもできる仕組みと解釈することもできる。

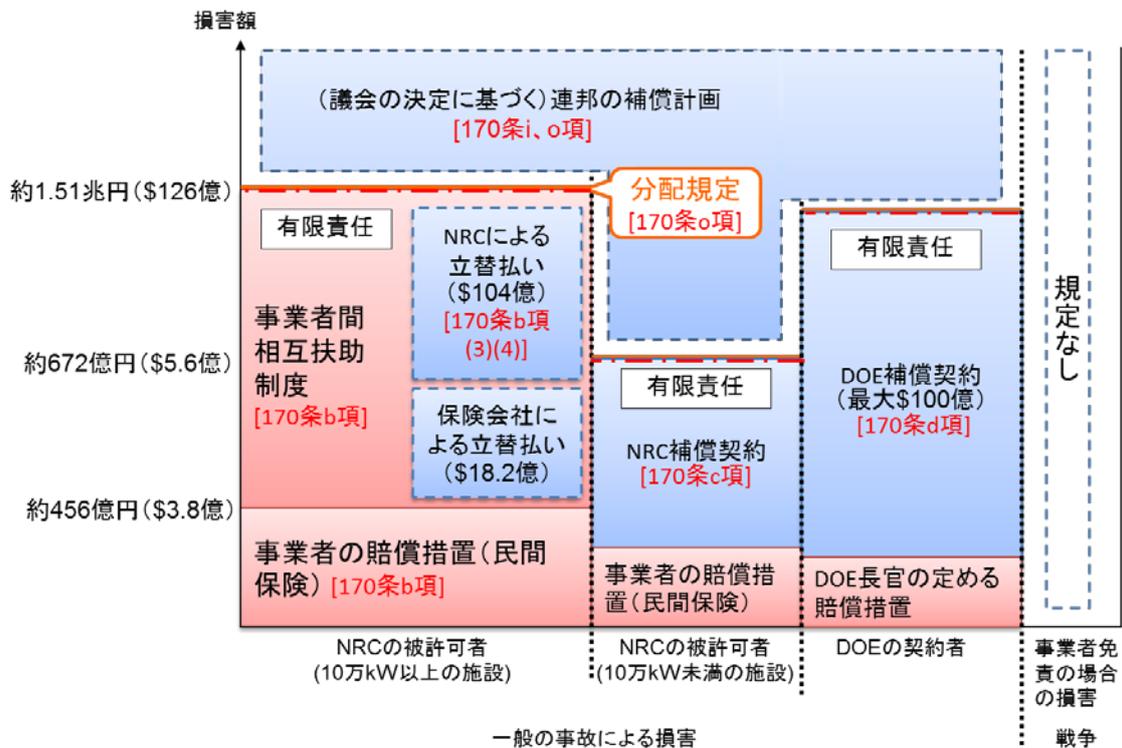
(4) 利用可能な資金の配分

上記(3)で述べたとおり、配分計画については、NRC又はDOEのいずれかによって作成され、裁判所に提出される。裁判所においては他の補償者（保険会社等）が提出する計画も含め、承認、不承認、修正等が行われる。

1件の原子力事故に係る損害賠償額が責任限度額を超え得ることを裁判所

が決定した場合であっても、責任限度額の 15%までは裁判所の承認なく通常の方法で損害賠償が行われると見られる。15%を超える損害賠償請求については、後に裁判所が承認する配分計画に従って支払いが行われ、責任限度額を超える請求については、大統領が議会に提出する補償計画によって補償され得る。このため、補償計画が損害の完全賠償を保証するものでない限り、被害者間で賠償金の水準に不公平が生じる可能性があると見られる。

図 2：米国プライス・アンダーソン法の基本的構造



(5) 事業者が免責された場合の補償

戦争行為に起因する原子力事故によって損害が生じ、事業者が免責された場合の被害者に対する政府の補償等については、プライス・アンダーソン法上規定されていない。

4. 賠償の支払実務

(1) 損害賠償の実施体制

NRC 又は DOE のいずれか適当な者は、プライス・アンダーソン法の実施に当たり、最大限に民間保険組織の施設及び役務を利用しなければならない、また、かかる役務に対し妥当な報酬を支払う契約を締結することができる（原子力法第 170 条第 g 項）。實際上、第 1 次的損害賠償措置である責任保険の保険者は ANI であり、また、第 2 次的損害賠償措置である延払保険料徴収制度における保険者は、形式的には被許可者との間で締結する基本契約を保持

する NRC であるが、実質的には ANI が徴収義務及び徴収不能者分の保険料の立替義務を負っており、被害者に対する保険金の支払事務を行う。このようにプライス・アンダーソン法においては、保険会社が賠償の支払い事務の中心的役割を担っており、事業者は保険料の支払いによって賠償費用の負担はするものの、賠償支払事務には関与しない。これは、プライス・アンダーソン法が事業者への法的責任の集中ではなく、賠償責任の経済的移転を基本としていることが背景にあると見られる。

(2) 損害額の査定

プライス・アンダーソン法上、損害額の査定方法に係る規定は存在しない。

(3) 原子力損害賠償に係る紛争解決

低リスク施設の被許可者、DOE 契約者との関係では、NRC 又は DOE は、これらの者と締結する補償契約において、これらの者に代理して訴訟を和解又は防御することのできる旨を補償契約に定めなければならず、また、公正かつ妥当な基準に基づき、損害賠償請求を和解し、又は和解を承認する最終的権限を有するとされている（原子力法第 170 条第 h 項）。

原子力法第 170 条第 o 項の規定に基づき裁判所が承認する配分計画に従って賠償される場合等には、連邦地方裁判所裁判官又は連邦控訴裁判所裁判官のみで構成される「事件数管理パネル」において損害認定に関する調整がなされる。当該管理パネルは、①関連・類似の請求を併合する、②異なるクラスの事件の優先順位を定める、③事件を迅速に処理し、請求の公平な検討を実現するための特別の裁判所規則を公布する、④原子力事故の損害賠償総額を見積もるに当たり有用で裁判所が利用し得る資料を収集し、大統領に提出する等を任務とする（同条第 n 項 (3) (C)）。

(4) 仮払制度

NRC 又は DOE 若しくは他の補償者（保険会社等）は、原子力事故後、緊急の援助を提供するために、歳出承認が与えられている範囲内で、被害者の請求に対する支払い（又は救援のための支払い）を行うことができる（原子力法第 170 条第 m 項）。この支払いは、被害者が損害賠償請求権を放棄することを条件とするものではなく（被害者の請求権は維持される）、また、公的責任を負う事業者等や NRC、DOE、保険会社等が当該支払いによって支払額分の損害賠償責任を承認するものではない（同項）。ただし、当該支払いは、支払いの限度において、最終和解又は最終判決の効力を有するとされており、最終的に損害賠償額が確定した際には、損害賠償額の範囲内において当該支払いによって、賠償がなされたものと見なされる。

Ⅱ. 英国の原子力損害賠償制度の概要

1. 根拠・目的

英国の原子力損害賠償制度は、原子力施設法（Nuclear Installation Act 1965）による。また、英国は、パリ条約及びブラッセル補足条約の締約国である。

原子力施設法の目的は、法律上明示的に定められていないが、原賠制度に関しては、パリ条約の目的（「原子力の事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、それによって平和目的のための原子力の生産及び利用が妨げられないことを確保する」）を実現するための国内法と位置付けることができる。

2. 事業者の責任

(1) 無過失責任、責任集中

原子力施設法に基づき許可を受けた原子力事業者は、原子力損害をもたらす事故³及び電離放射線⁴を発生させないよう安全措置を講じる義務を負う⁵（原子力施設法第7条第1項）。

原子力事業者は、原子力施設法第7条に規定する義務に違反することによって生じた損害について賠償しなければならず、いかなる者もその他の責任を負わない（同法第12条第1項(a)(b)）。ただし、発生した損害が第三者の故意によるものである場合には、その範囲において減額することができる（同法第13条第6項）。

なお、原子力施設法に規定はないが、パリ条約においては、一定の場合における求償権を原子力事業者に認めている（パリ条約第6条第f項）。

(2) 責任額

³ 原子力損害をもたらす事故とは、「核物質に伴う事故であって、人に対する被害若しくは被許可者以外の者の財産に対する損害、又はその核物質の放射性若しくはこれらの組み合わせ及び毒性、爆発その他危険性に起因する傷害又は損害を引き起こす事故」をいう（原子力施設法第7条第1項）。

⁴ 電離放射線とは、「被許可者の責任期間において、①被許可者により用地内に占有された物で核物質でない物又は②（形状にかかわらず）廃棄物で用地の又は用地から出た廃棄物から放出され、人に対する傷害若しくは被許可者以外の者の財産に対する損害を引き起こす電離放射線」をいう（原子力施設法第7条第1項）。

⁵ 原子力設置法では、同法第1条の許可なく原子炉等の運転等が行われることが想定されており、イギリス原子力公社（UKAEA：United Kingdom Atomic Energy Authority）などが、同法第7条に準じて事故等を発生させない措置を講じる義務がある（同法第8条～第10条）。これらの者は許可を受けた原子力事業者と同等のものとして扱われているが、便宜上、本稿では、許可を受けた原子力事業者について解説する。

原子力事業者の責任は、パリ条約では有限責任とされ、英国の原子力施設法第 12 条の規定に基づく事業者の損害賠償責任は、一事故当たり、利息又は費用と別に、総額 1 億 4,000 万ポンド（約 252 億円：1 ポンド=180 円）、特定の原子力施設の被許可者については総額 1,000 万ポンド（約 18 億円）を上限（責任限度額）としている（同法第 16 条第 1 項）。国務長官は、財務省の承認を得て、命令によって責任限度額を増額することができる。ただし、命令の施行前に生じた事故について遡及的に適用されない（同条第 1A 項）。

(3) 損害賠償措置

原子力事業者は、原子力施設法第 16 条第 1 項に定める責任限度額までの損害賠償を担保するため、保険その他の方法により常に利用可能な十分な額を措置しなければならない（同法第 19 条第 1 項、第 1A 項）。損害賠償措置の具体的内容は法律上規定されていない。

なお、「主務大臣が適合すると認めたときは、近接する二以上の施設は同一の用地として一の原子力用地使用許可を受けるものとして処理することができる」（同法第 3 条第 2 項）とされており、損害賠償措置についてはサイト主義が採用されている。

(4) 免責

パリ条約では、戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱、異常に巨大な天災地変が免責事由とされ、異常に巨大な天災地変については、国内法で除外できるとされる（パリ条約第 9 条）。

英国では、原子力損害が武力紛争における敵対行為に起因する場合、事業者は免責される（原子力施設法第 13 条第 4 項(a)）。一方、その原因が自然災害である場合、それが合理的に予測することができない異常な性質を有するものであったとしても、事業者は責任を負うとされる（同項(b)）。

3. 被害者に対する賠償

(1) あらかじめ準備される賠償資金の額

英国はブラッセル補足条約の締約国であるため、原子力事業者の責任限度（損害賠償措置額（1.4 億ポンド））を超える損害については、1.75 億 SDR（約 263 億円：1SDR=150 円）まで賠償資金を用意しなければならない。また、賠償額が 1.75 億 SDR を超える場合には、締約国からの拠出金を 3 億 SDR（約 450 億円）まで賠償資金として利用することができる。

原子力施設法では、3 億 SDR（約 450 億円）を限度として国会の議決により政府が填補するとされ（同法第 18 条第 1 項第 a 号、第 1A 項）、政府の填補限度額については、国務長官は財務省の承認を得て、命令によって増額す

ることができる（ただし、命令の施行前に生じた事故について遡及的に適用されない）（同法第 18 条第 1 項、第 1B 項）。

このため、1.4 億ポンドまでは事業者の損害賠償措置により、1.4 億ポンドを超え 1.75 億 SDR までの額は公的資金により、1.75 億 SDR を超え 3 億 SDR までの額は締約国からの拠出金により、それぞれ賠償資金が賄われることになる（図 3 参照）。

(2) 政府の補償

損害賠償措置がとられていても、何らかの事情により被害者が損害賠償の支払いを受けられないことも考えられるが、このような場合に政府が補完的な補償を行う旨の規定は原子力施設法にはない。

しかし、損害賠償措置の対象外で、被害者が原子力事業者から損害賠償を受けることができなかつた場合には、被害者は、国会の議決の範囲内で主務官庁から補償を受けることができる（原子力施設法第 16 条第 3 項）。

被害者が補償を受けられるのは、以下の①～④の場合である（同項第 a 号～第 d 号）。

- ① 損害賠償額がブラッセル補足条約の第 3 区分までの補償額（3 億 SDR）を超える場合
- ② 事故が 10 年～30 年前に起きた場合
- ③ 事故が 20 年以上前に喪失又は盗取された核物質に伴う場合
- ④ 輸送の過程における核物質に伴う事故を受けて、核物質を運搬していた輸送手段に対する損害に対する請求がなされる場合であつて、第 21 条第 1 項の補償を妨げる場合

(3) 損害賠償額が責任限度額を超える場合

国務長官は、前述したように、財務省の承認を得て、命令によって責任限度額を増額することができるが、命令の施行前に生じた事故について遡及的に適用されないため、たとえ責任限度額が 3 億 SDR よりも増額されたとしても、その額を超える賠償について事業者には支払義務はない。

しかし、事業者の責任限度額を超える損害賠償については、上記(2)で述べたように、国会の議決の範囲内で政府補償（主務官庁からの補償）を受けることができる。

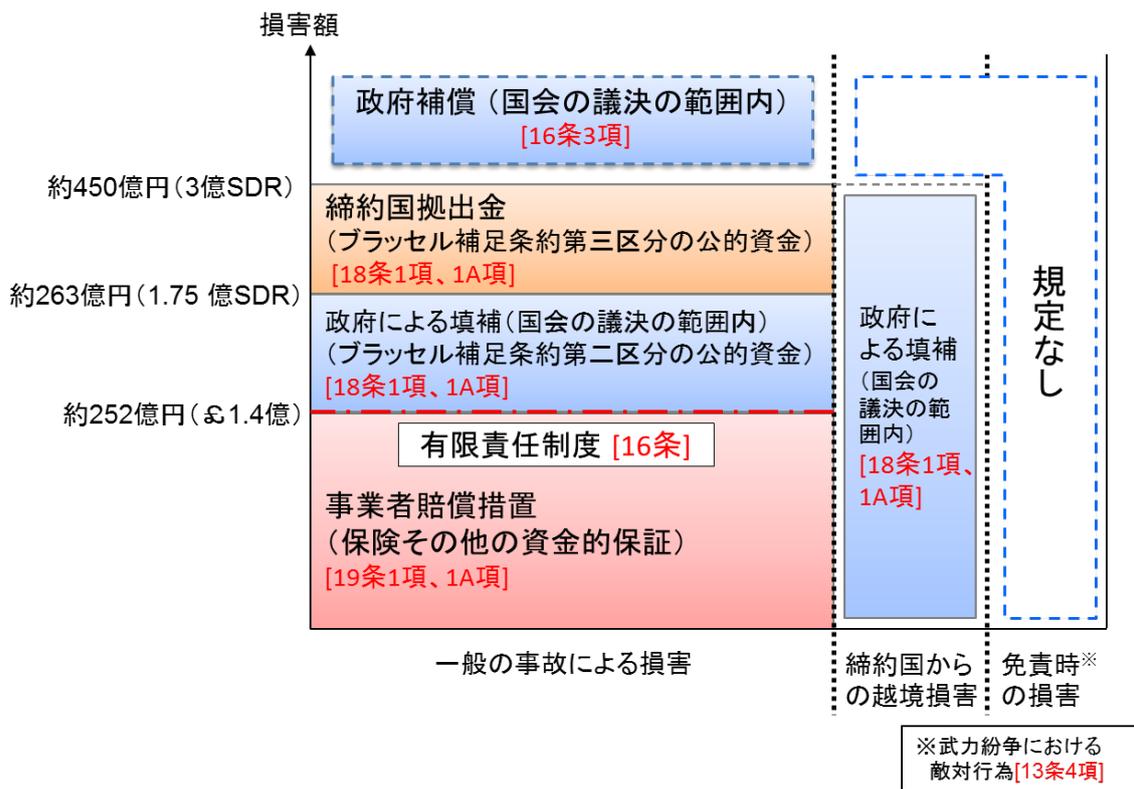
大規模な原子力損害が発生し、賠償資金が不足する場合に資金の分配規定（個々の損害賠償額をプロラタで減額する等）が定められる例があるが、原子力施設法にはこのような分配規定は存在しない。このため、完全賠償を想定しているとも見られなくはないが、政府補償は国会の議決の範囲内とされていることから、完全賠償が保証されているとはいえない。

なお、損害賠償請求の総額が損害賠償措置額の 60%に達することが明らかになった場合、事業者には政府に対し速やかに通知する義務がある（原子力施設法第 20 条第 1 項）。この規定は、政府による補償の可能性を知るためのものと見られる。

(4) 事業者が免責された場合の補償

原子力事業者が免責された場合の被害に対する政府による補償等については、原子力施設法上規定は存在しない。

図 3：英国における原子力損害賠償の基本的仕組み



4. 損害賠償の支払実務

(1) 損害賠償の実施体制

原子力施設法では、保険会社等の資金的保証者に対する賠償の直接請求は定められておらず、保険金等は事業者に対し支払われ、被害者が保険会社等に対し損害賠償を直接請求することはできないと見られる。また、3 億 SDR まで行われる原子力施設法第 18 条の政府の填補についても、被害者の支払いに関する規定はない。このため、原子力事業者が損害額の査定を含む賠償金の支払事務を行うと見られる。

他方、3 億 SDR を超えた場合の政府による補償については、被害者は主務

官庁に対し請求し、主務官庁がこれを補償することとされており、被害者からの請求に対する支払事務や損害額の査定については政府が行うと見られる。

(2) 損害額の査定

原子力施設法上、損害額の査定に係る規定は存在しない。

ただし、責任限度額を超える損害について政府（主務大臣）が補償を行う際に、請求に疑義がある場合は、その額の確定を裁判所の決定に委ねることができる（原子力施設法第 16 条第 4 項）。

また、特定行政機関の長は、事故が発生した場合に被害者が一定期間中にその領域内に存在していたことを証明することができるよう登録することができる。この登録は、被害者が損害賠償請求を容易に行うことができるようにするためのものであり、事業者等による反証がない限り、被害者が当該領域にいたことを証明するとされる（原子力施設法第 23 条第 1 項）。

(3) 原子力損害賠償に係る紛争解決

原子力施設法上、和解の仲介等の制度は存在しない。

(4) 仮払制度

事業者以外の者が事業者に代理して賠償金の支払いを立て替えて行うような制度は存在しない。

Ⅲ. 仏国の原子力損害賠償制度の概要

1. 根拠・目的

仏国の原賠制度は、原子力責任法（原子力の分野における民事責任に関する法律（1968年10月30日））による。

仏国は、パリ条約及びブラッセル補足条約の締約国である。原子力責任法は、パリ条約及びブラッセル補足条約において締約国の裁量に委任されている措置について定めることを目的としており（同法第1条）、パリ条約の目的（「原子力の事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、それによって平和目的のための原子力の生産及び利用が妨げられないことを確保する」）を実現するための国内法と位置付けられる。

2. 事業者の責任

(1) 無過失責任、責任集中

原子力事故が発生した場合の事業者の法的責任については、原子力責任法には規定がなく、パリ条約が直接適用される。パリ条約では、事業者は厳格かつ排他的な責任を負い、他の何人も損害賠償の責任を負わないとされる（同条約第3条及び第6条）。

(2) 責任額

原子力事業者の責任は、パリ条約では有限責任とされ、最高額を1,500万SDR（約23億円：1SDR=150円）とされているが、締約国において事業者が講じることのできる損害賠償措置額を考慮し、1,500万SDRより多い又は少ない額を定めることができる。ただし、いかなる場合も500万SDR（約8億円）より少額であってはならないとされる。

原子力責任法では、原子力事業者は有限責任とされ、その責任限度額は9,150万ユーロ（約119億円：1ユーロ=130円）、低リスクの原子力施設のみが運営されている特定のサイトについては、2,290万ユーロ（約30億円）とされる（同法第4条）。

公的部門に属する事業者が事故を起こした場合に事業者の責任が法律どおりに実際に制限され、責任限度額を超える損害について国が補償しないという対応をとるか否かは不明であるが、原子力責任法上は、事業者の性質についての規定が存在せず、有限責任制度が適用される仕組みとなっている。

(3) 損害賠償措置

原子力事業者は、原子力責任法第4条に規定する責任限度額に相当する額を保険その他の資金的保証（損害賠償措置）によって確保し、維持する義務

を負う（同法第7条）。また、事業者は、当該損害賠償措置について経済・財務大臣の承認を受けなければならない（同条）。

なお、損害賠償措置の具体的内容については原子力責任法上規定されていない。

(4) 免責

原子力事業者の免責については特別な規定はなく、パリ条約が直接適用され、戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱、異常に巨大な天災地変が免責事由とされる（パリ条約第9条）。なお、改正パリ条約が発効されれば、異常に巨大な天災地変は免責事由から除外されることになる。

3. 被害者に対する損害賠償

(1) あらかじめ準備される賠償資金の額

仏国はブラッセル補足条約の締約国であり、原子力損害が1.75億SDR（約263億円）を超える場合に、締約国からの拠出金を賠償資金として利用することができる（3億SDR（約450億円）まで）（原子力責任法第5条）。

このため、9,150万ユーロ（特定のサイトについては2,290万ユーロ）までの損害（ブラッセル補足条約の第1区分）については、損害賠償措置により事業者が負担し、これを超える損害であって1.75億SDRまでの損害（同第2区分）は国が補完的に賠償費用を負担する。この際、国はパリ条約第6条第d項の規定に基づき、支払った金額の範囲内で求償権を取得し、また、優先的に事業者から償還を受けることができる（原子力責任法第14条）。さらに、3億SDR（約450億円）までの損害（同第3区分）については、各締約国の拠出金をもって賠償費用が賄われる。

(2) 損害賠償措置額の範囲内における国の補完的負担

国が損害賠償費用を負担するのは、ブラッセル補足条約に従い事業者の損害賠償措置額（責任限度額）を超え1.75億SDR（約263億円）までの額について国が補償する場合（原子力責任法第5条）だけではない。同法第7条の規定に基づく損害賠償措置額について、事業者の倒産等の何らかの事情によって支払いが行われない場合にも、国は補完的に損害賠償費用を負担するとされる（同法第8条）。

(3) 利用可能な資金の配分

3億SDR（約450億円）を超える損害が発生した場合の填補については、原子力責任法には規定がなく、被害者への完全賠償は保証されていない。

損害が3億SDRを超えるおそれがあると判明した場合には、政府は事故後

6か月以内に閣議を経たデクレ（政令に類似）により、この例外的状況を認定するとともに、利用可能な資金の総額の分配方式を定め、施行するとされる（原子力責任法第13条）。デクレは、人的・物的被害の賠償として各被害者に分配する補償金の算定方法を定めることができ、人的損害を優先して分配することが原則とされている（同条）が、具体的な内容については定められていない。

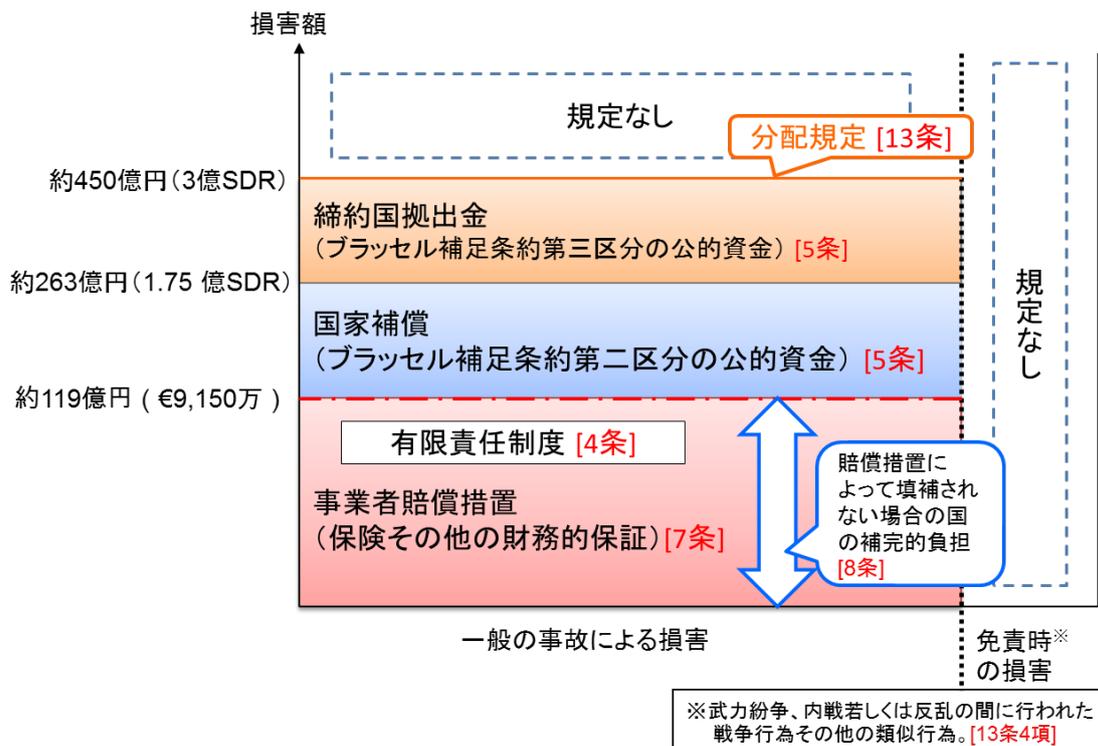
デクレが施行されるまでは、損害賠償は通常の方法で行われることとなるが、被害者に対して有効に支払われた暫定的又は確定的な賠償金については、事業者の責任制限（同法第4条）及び国の補償限度（同条第5条）を理由として、返還請求を行うことはできないとされている（同法第11条）。

他方、デクレに基づく分配が適用された後は、被害者が受ける賠償金は、損害の種類によって程度に差はあるものの減額されることとなる。このため、デクレが施行されるタイミングや賠償の支払状況によっては、被害者間で賠償支払額に不公平が生じる可能性があると思われる。

(4) 事業者が免責された場合の補償

原子力事業者が免責された場合の被害者への損害の填補については、原子力責任法に規定はない。

図4：仏国における原子力損害賠償の基本的仕組み



4. 賠償の支払実務

(1) 損害賠償の実施体制

ブラッセル補足条約上の第1区分については、原子力事業者が賠償金の支払事務を担うが、被害者は責任を負う事業者だけでなく、保険会社等（資金的保証を行う者）に対しても直接請求することが認められており（原子力責任法第14条）、保険会社等も支払事務を行うと考えられる。第2区分及び第3区分に関して支払事務を担う者は不明であるが、仮に政府が支払事務を担う場合、第1区分と支払い事務の担当者が異なることとなる。

なお、事業者は、デクレの実施（原子力責任法第13条）の有無にかかわらず、すべての被害者からの損害賠償請求を経済財政産業省の財務司法官に通知する義務を負っている（同法第6条）。このことから、事業者が賠償の請求や支払いに関する情報を一元的に管理することが求められているものと見られる。

(2) 損害額の査定

原子力責任法上、損害額の査定方法に係る規定は存在しない。

なお、身体的損害については、デクレによって定められる「人的損害に関するリスト」に掲載された身体的疾患については、相当因果関係の証明を免除することが定められている（原子力責任法第10条）。これは、身体的損害に関して、被害者が損害賠償請求を容易に行えるようにするためのものであり、事業者等による反証がなされない限り事故との相当因果関係が推定されるものである。

(3) 原子力損害賠償に係る紛争解決

原子力損害賠償請求に係る訴訟については、パリ大審裁判所が専属裁判管轄権を有し、処理される（原子力責任法第17条）。

原子力責任法上、和解の仲介等に関する制度は存在しない。

(4) 仮払制度

事業者以外の者が事業者に代理して賠償支払いを立て替えて行う制度は存在しない。ただし、前述のとおり、原子力責任法第8条の規定に基づく国の補完的負担は、何らかの理由で被害者が賠償を受けられない場合に実施されるものであり、かつ、国は事業者又は保険会社等に対して求償することが認められている（同法第14条）ことから、一種の仮払制度として機能するものと見られる。

IV. 独国の原子力損害賠償制度の概要

1. 根拠・目的

独国の原賠制度は、原子力法（原子力の平和的利用及びその危険に対する防護に関する法律）による。また、独国は、パリ条約及びブラッセル補足条約を締結しており、これらの条約にも従うことになる。

原子力法は、1959年の制定当時、その目的として以下の①～④を掲げていた（同法第1条）。

- ① 平和目的のための原子力の研究開発利用の促進
- ② 原子力の危険からの防護及び被害の救済
- ③ 核セキュリティの保証
- ④ 原子力及び放射線防護の分野における国際的義務の履行

しかし、2002年、原子力政策の転換により、上記のうち①が削除され、代わりに、「商用発電のための原子力エネルギーの利用を計画された方法で段階的に廃止し、停止に至るまで現行の稼働の安全を確保すること」が規定された。

このため、独国の原賠制度は、原子力利用を推進するためのものでなく、専ら被害の救済（上記②）を目的とするものと考えられる。

2. 事業者の責任

(1) 無過失責任、責任集中

原子力事故が発生した場合の事業者の法的責任については、パリ条約が直接適用され⁶、事業者は厳格かつ排他的な責任を負い、他の何人も損害賠償の責任を負わない（パリ条約第3条及び第6条）。

(2) 責任額

原子力事業者の責任は、パリ条約では有限責任とされるが、独国では原子力法において原則として無限責任を負うことが定められている（同法第31条第1項）。

1959年の法制定時は有限責任制度がとられていたが、1985年に無限責任制度が採用された。これは、原子力損害といえども私法の一般原則（無限責任）により処理すべきであること、原子力事業の保護育成よりも被害者救済が何にもまして重視されるべきであるとの認識が強まってきたことから採

⁶ 原子力法は「パリ条約は、その施行によって生じる相互主義を前提とする規定を除き、それが国際法上の拘束力を有するか否かにかかわらず、ドイツ連邦共和国の国内に適用される」（原子力法第25条第1項）としている。この「相互主義を前提とする規定」とは、責任制限など他国との相互主義を定める規定であり、無過失責任、責任集中についてはパリ条約が直接適用されると考えられる。

用されたといわれる⁷。

無限責任制度をとるため、原子力損害に係る賠償によって原子力事業者が経営破綻することもあり得る制度となっている。

(4) 損害賠償措置

原子力事業者は、原子力法上の認可を受けるに当たり、規制当局が定める損害賠償義務の履行に係る準備（損害賠償措置）の種類、範囲及び金額を確保しなければならないとされている（原子力法第13条第1項）。損害賠償措置の内容は2年ごとに確認され、更新される。事業者は、規制当局に対し損害賠償措置をとっていることを適切に証明し、また、規制当局の要求に応じ、損害賠償措置が確保されていることを証明する義務を負っている（填補準備命令（原子力法に基づく填補準備に関する命令）第5条、第6条）。事業者がこれを証明しなかった場合には、原子力施設に係る許可は取り消される（原子力法第17条第4項）。

損害賠償措置は、責任保険その他の資金的保証により行うことができ、同種又は異種の複数の損害賠償措置を組み合わせることが許容される（填補準備命令第1条）。責任保険の場合、原則として国内の保険会社⁸でなければ損害賠償措置として認められない。

損害賠償措置の金額については、規制当局が25億ユーロ（約3,250億円：1ユーロ＝130円）を最高限度として定める（原子力法第13条第3項）。具体的には、原子力施設の種類に応じて定められる（填補準備命令第2章）。例えば、小規模な原子力施設については、500万ユーロ（約7億円）とされるほか、原子炉の最大出力によって、表2のように定められており、約1,000MW（100万kW）で最大額である25億ユーロ（約3,250億円）に達する（図5参照）。

現在、原子力事業者である4大電力会社は原子力保険プールとの間で責任保険契約を締結しているが、その保険額は約2.56億ユーロ（約333億円）である。残りの約22.44億ユーロ（約2,917億円）については、責任保険以外の資金的保証（填補準備命令第3条第1項）として、4大電力会社の連帯責任契約に基づく相互扶助制度が認められている。原子力事故が生じ、連帯責任契約を履行することとなった場合、各事業者はその割合に応じた支払いを行うこととなる。

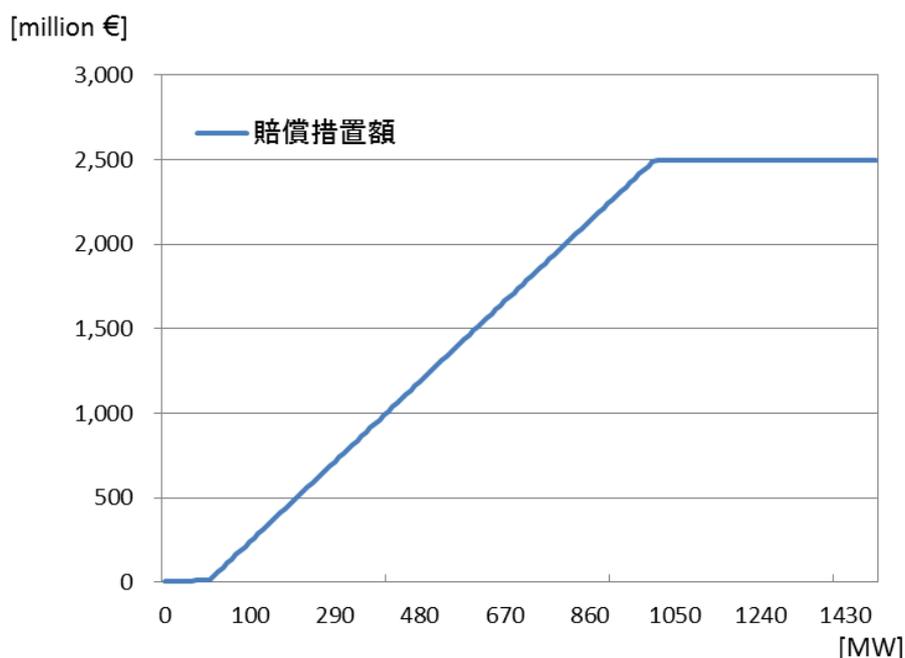
⁷ 「原子力損害賠償法制主要課題検討会報告書」（日本エネルギー法研究所（2005年））

⁸ 国境を越える輸送については、国内の保険会社に加え、その所在国において責任保険の事業を運営する資格を有する保険会社も引き受けることができる（填補準備命令第2条第1項）。

表 2：独国における原子炉の出力と損害賠償措置

| 原子炉の最大出力 | 賠償措置額 |
|-----------------|---------------------------------|
| ～1MW (1,000kW) | 500 万ユーロ |
| 1～10MW (1 万 kW) | 500 万ユーロに、100 万ユーロ/1MW を加算した額 |
| 10MW～ | 1,400 万ユーロに、250 万ユーロ/1MW を加算した額 |

図 5：独国における原子炉の出力に応じた損害賠償措置額



(5) 免責

パリ条約では免責について定められているが、独国においては、原子力事業者はいかなる場合も免責されない（原子力法第 25 条第 3 項）。ただし、原子力損害がパリ条約に規定される免責事項（戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱又は異常に巨大な天災地変）に起因する場合には、事業者の賠償責任は無限ではなく、25 億ユーロが上限（有限責任）とされる。

3. 被害者に対する損害賠償

(1) あらかじめ準備される賠償資金の額

独国はブラッセル補足条約の締約国であり、原子力損害が 1.75 億 SDR（約 263 億円）を超える場合に、締約国からの拠出金を損害賠償資金として利用することができる（3 億 SDR（約 450 億円）まで）。

このため、1.75 億 SDR（約 263 億円）までの損害については責任保険契約

によって、次いで3億SDRまでの損害については拠出金によって賄われることになる。責任保険の額（現在は約2.56億ユーロ（約333億円））が1.75億SDRを超える場合には、損害額が3億SDRを超えた時点から再び責任保険によって賄われる。さらに、3億SDR（又は責任保険金額）を超える損害については相互扶助制度によって賄われることになる。このため、原子力法においてあらかじめ準備される損害賠償資金は、事業者の損害賠償措置の25億ユーロ（約3,250億円）に締約国からの拠出金1.25億SDR（約188億円）を加算した額となる（計約3,438億円）。

損害賠償措置を超える損害額に関する連邦政府の補償に関する規定はなく、仮にあらかじめ準備される損害賠償資金を超える原子力損害が発生した場合には、事業者は無限責任制度に則り事故の保有資産を原資に損害賠償を行うこととなる。このため、大規模な原子力損害が発生した場合には、事業者が経営破綻する可能性があり、被害者への損害賠償が履行できないおそれがある。

(2) 損害賠償措置額の範囲内における連邦政府の補償

損害賠償措置が講じられれば、通常、責任保険契約又は相互扶助制度（4大電力会社による連帯保証契約）によって、被害者は、損害賠償措置額を下回る損害賠償に係る賠償金を受け取ることができる。しかし、何らかの事情により、損害賠償措置が履行されないなど被害者が賠償金を受け取ることができない場合には、連邦政府は原子力事業者を補償するとされている（原子力法第34条第1項）。当該補償の最高額は25億ユーロ（約3,250億円）とされ、損害賠償措置によって支払われた又は支払われ得る金額を控除したものが事業者に対し支払われることとなる。

当該補償が行われると想定される場合は、以下の①又は②である。

- ① 倒産等によって事業者が支払不能となった場合
- ② 事業者は支払可能な状況であるが、請求のあった損害について事故との相当因果関係が認められない場合であって、国が事業者又は保険会社等と相反する判断を行う場合

連邦政府は、事業者の故意又は重過失によって損害が生じた場合、損害賠償措置に不備があった場合等には、事業者に対し求償することができる（原子力法第37条第1項）が、上記①の場合には実質的に求償できず、上記②の場合に求償が認められるか否かについては裁判所の判断によることから、最終的には財政支出が求められることになると見られる。

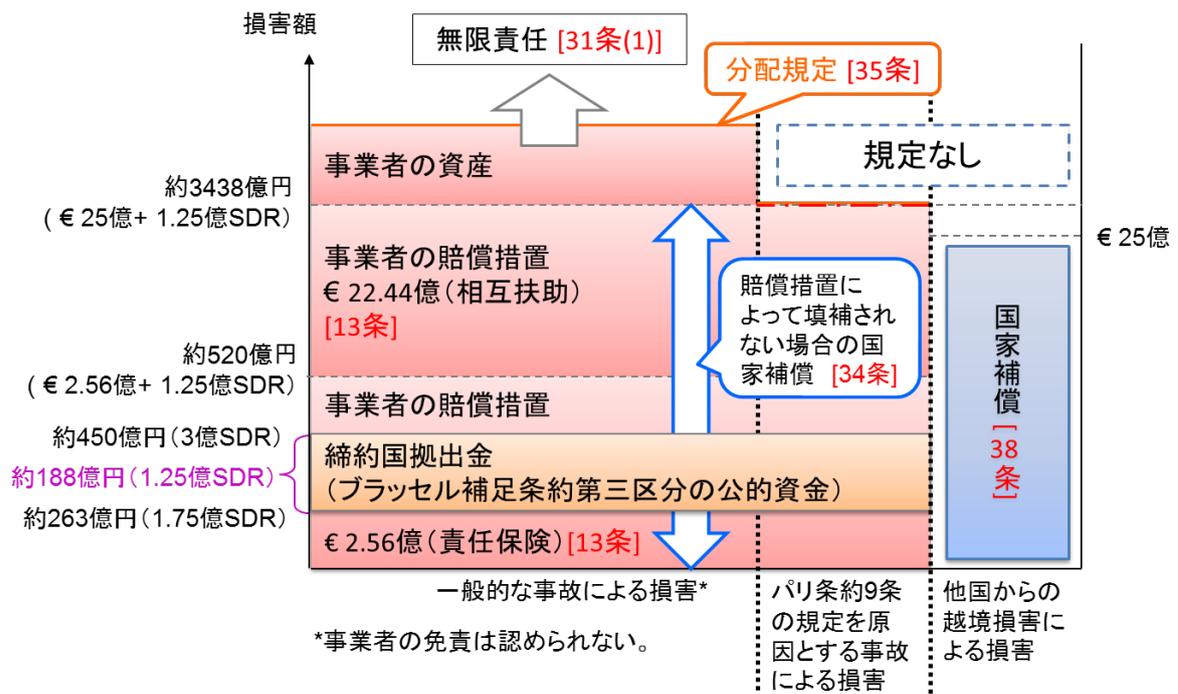
(3) 利用可能な資金の配分

大規模な原子力損害が発生し、損害賠償額が損害賠償義務履行のために利

用可能な資金（25 億ユーロ+1.25 億 SDR+当該事業者の保有資産）を上回ることが予想される場合には、利用可能な資金の配分及び遵守すべき手続は、命令によって規制される（原子力法第 35 条第 1 項）。また、当該命令は、被害者全員の満足が不当に損なわれないことを補償しなければならないとされ（同条第 2 項）、被害者に対する賠償が完全に行われなくとも、当該命令により公平な配分が行われることが予定されている。

原子力法第 35 条の規定が適用される場合は、損害賠償履行義務を負う原子力事業者が債務超過に陥っている可能性が高いと見られるが、同条の規定が適用される場合の倒産法制との関係は法律上明らかでない。

図 6：独国における原子力損害賠償の基本的仕組み



(4) 事業者が免責された場合の補償

原子力事業者はいかなる場合でも免責されず損害賠償義務を負うが、パリ条約第 9 条に規定する免責事項により生じた原子力損害については、損害賠償額が 25 億ユーロに制限される。これを超える損害賠償については、事業者が経営破綻した場合と同様に、連邦政府による補償等に関する規定はない。

4. 越境損害

(1) 他国での事故によって独国内で発生した原子力損害に対する賠償

パリ条約等によれば、パリ条約等の締約国間では、原子力事故が発生した国の裁判所において、事故発生国の原子力損害賠償制度が適用され、そうでない場合には国際私法による。独国においては、これに加え、特別な被害者

保護制度がとられている。

他国での事故によって独国内において損害（越境損害）を被った者は、事故発生国の原子力事業者から（公的資金を含む）賠償を受けるが、十分な損害賠償を受けられない場合には、連邦政府が当該被害者に対し総額 25 億ユーロまで補償する（原子力法第 38 条）。連邦政府が補償する具体的な場合は、以下の①～⑥である（同条第 1 項）。

- ① 事故が非締約国⁹で起きた場合
- ② パリ条約第 9 条に規定される事由（免責）に起因して原子力損害が生じた場合
- ③ 事故発生国において適用される法が輸送手段に係る損害について責任を規定していない場合
- ④ 事故発生国において適用される法が原子力施設に存在する放射線源の電離放射線により生じた損害について責任を規定していない場合
- ⑤ 事故発生国において適用される法が原子力法よりも短い消滅時効又は除斥期間を設けている場合
- ⑥ 事故発生国において損害賠償のために提供される資金が 25 億ユーロを下回っている場合

これらのほか、連邦政府が補償する場合として、適用される外国の法又は国際法上の条約の規定によっては原子力法を適用した場合に被害者に提供される損害賠償の水準を著しく下回る賠償請求しか認められない場合や、事故発生国において訴訟遂行の見通しが立たない場合が定められている（原子力法第 38 条第 2 項）

上記の連邦政府による補償が行われる場合、その請求は連邦政府に対し行われる（同条第 4 項）。この際の補償を連邦政府がどのように査定するか、補償総額が上限の 25 億ユーロに達した場合の配分方法等については、規定が存在しない。

なお、事故が次の①～④のいずれでもない国において生じ、連邦政府が補償をした場合には、連邦政府は事故事業者に対し求償することができる（原子力法第 37 条第 2 項）。

- ① 欧州共同体条約の締約国
- ② パリ条約の締約国
- ③ ウィーン条約及びジョイントプロトコルの締約国
- ④ 原子力事故の時点で有効な原子力損害に対する責任に関する条約を独
国との間で締結している国

⁹ 独国は、ジョイントプロトコルを批准しているため、パリ条約及びウィーン条約の締約国が締約国となる。

(2) 独国内の事故によって他国で発生した原子力損害に対する賠償

越境損害について独国の原子力法が適用される場合、原子力法第 38 条第 2 項の規定が適用される。他国の被害者が損害賠償請求を行う場合における事業者の責任については、以下の①～③のように定められている。

- ① 他国が原子力事故の時点で独国と比較して種類、程度及び水準の点で原子力法第 38 条第 1 項と同等の規定（無限責任）を確保している場合に限り、無限責任とする。
- ② 他国が上記①以外の場合（有限責任制度を採用する場合）は、他国が原子力事故の時点で原子力事故に起因する損害の賠償に関する国際条約に基づく追加賠償を考慮して独国と比較して定める額に制限する
- ③ 主権領域内に原子力施設が存在しない国との関係では、ブラッセル補足条約による最高限度額（3 億 SDR）に制限する。

これらの場合において、他国からの損害賠償請求をどのように扱い、どのように賠償総額に制限を行うかについては不明である。

5. 賠償の支払実務

(1) 損害賠償の実施体制

責任保険契約によって賄われる部分に関し、独国の保険契約法第 115 条¹⁰の意味における直接請求権の根拠とはならない（原子力法第 14 条第 1 項）と規定されていることから、被害者は保険会社に賠償金を直接請求することはできない。被害者は事業者に対し損害賠償請求を行い、事業者は保険会社から保険金を受け取って被害者に対し賠償金を支払うと見られる。また、事業者の連帯責任契約に基づく相互扶助制度においても、各事業者は損害賠償の資金の財源を保証しているに過ぎず、被害者が事業者に対し損害賠償請求し、当該事業者が被害者に対し賠償金を支払うと見られる。さらに、事業者の保有資産を原資に賠償金を支払う場合も、被害者が事業者に対し損害賠償請求し、当該事業者が被害者に対し賠償金を支払うと見られる。

(2) 損害額の査定

原子力法上、損害額の査定に係る規定は存在しない。

(3) 原子力損害賠償に係る紛争解決

原子力損害賠償に係る和解の仲介等の制度は存在しない。

(4) 仮払制度

¹⁰ 保険契約法第 115 条では、第三者が保険会社に対して保険金の支払いを直接請求できる場合を定めている。

原子力法上、事業者以外の者が事業者に代理して賠償支払いを立て替えて行う制度は存在しない。

V. 韓国の原子力損害賠償制度の概要

1. 根拠・目的

韓国の原賠制度については、1969年に制定された原賠法（原子力損害賠償法）による。

原賠法は、制定当初から被害者の保護と原子力事業の健全な発展をその目的としている。

なお、同じ目的であっても、事業者の責任について、制定当初は無限責任制度であったものが、2001年に有限責任制度に変更されている。

2. 事業者の責任

(1) 無過失責任、責任集中

原子力事業者は、原子炉の運転等に起因して原子力損害が生じた場合は、賠償責任を負う（原賠法第3条第1項）とされ、原子力損害が原子力事業者間の核燃料物質等の運搬に起因する場合には、核燃料物質等の発送人である原子力事業者が賠償責任を負う（同条第2項）。いずれも故意過失は要件とされず、無過失責任を負う。原子力事業者が損害賠償責任を負う場合、その他の者は損害賠償責任を負わない（同条第3項）。

(2) 責任額

原子力事業者の責任は、1事故当たり3億SDR（約450億円）に制限される（原賠法第3条の2第1項）。ただし、事業者の故意による場合や、損害が発生するおそれがあることを認識していた場合には、無限責任とされる（同項ただし書）。

前述のとおり、原賠法制定当時は無限責任制度であったが、2001年に有限責任制度に改正された。これは、改正ウィーン条約等の国際条約の責任基準に合致させたものとされる。

(3) 損害賠償措置

原子力事業者は、原子力損害を賠償するのに必要な措置（損害賠償措置）をとることが義務付けられ、損害賠償措置をとった後でなければ原子炉の運転等を行うことができない（原賠法第5条第1項）。

損害賠償措置は、原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約又は供託とされている（原賠法第5条第2項）。

原子力損害賠償責任保険契約は、民間の責任保険契約であり、原子力損害賠償補償契約は、責任保険契約により填補することができない原子力損害について政府が補償するという、我が国の政府補償契約（政府による保険）と

同様のものである。

損害賠償措置の額は、責任限度額（3 億 SDR）の範囲内で、原子力施設の種類、取り扱う核燃料物質の性質及び原子力事故により発生する結果等を勘案し、大統領令で規定するとされ、原子炉で 500 億ウォン（約 50 億円：1 ウォン=0.1 円）とされる（表 3 参照）。

表 3：韓国原子力損害賠償責任保険の現状（2009 年 12 月現在）

（単位：ウォン）

| 原子力事業者 | 1 事故当たり 補償限度額 | 保険期間の 補償限度額 |
|-------------------|------------------|----------------|
| ・韓国水力原子力（株） | | |
| -古里原発 1-4 号機 | 500 億 | 1,000 億 |
| -靈光原発 1-6 号機 | 同上 | 1,200 億 |
| -月城原発 1-4 号機 | 同上 | 1,000 億 |
| -新古里原発 1 号機 | 同上 | 1,200 億 |
| -蔚珍原発 1-6 号機 | 0.2 億 | 0.2 億 |
| 合計 | 2,000.2 億 | 4,400.2 億 |
| ・韓国放射性廃棄物管理公団 | | |
| -汚染物質運搬及び保存 | 0.2 億 | 0.2 億 |
| ・韓国原子力研究院 | | |
| -ハナ炉 | 60 億 | 60 億 |
| -調査後試験施設 | | |
| -核燃料試験施設 | | |
| - TRIGA-MARK（ソウル） | 10 億 | 10 億 |
| 合計 | 70 億 | 70 億 |
| ・韓電原子力燃料（株） | | |
| -原発燃料整形加工 | 0.2 億 | 0.2 億 |
| ・慶熙（キョンヒ）大学 | | |
| -教育用原子炉 | 同上 | 同上 |
| 総計 | 2,070.6 億 | 4,470.8 億 |

* 備考：施設別に加算している

出典：2010 原子力安全白書 353 ページ

(4) 免責

原子力事業者は、発生した原子力損害が国家間の武力衝突、敵対行為、内乱又は反乱に起因した場合には免責される（原賠法第 3 条第 1 項ただし書）。

2001 年の原賠法改正までは、「異常に巨大な天災地変」も免責事由とされていたが、現在は削除されている。

3. 被害者に対する賠償

(1) あらかじめ準備される賠償資金の額

原子力事業者の損害賠償責任は 3 億 SDR に制限されるが、損害賠償措置額

はそれを下回る（500 億ウォン以下）ため、その差額については、事業者があらかじめ資金を準備することが必要となる。

なお、有限責任制度の場合に規定されることの多い、賠償資金の分配に関する規定は定められていない。

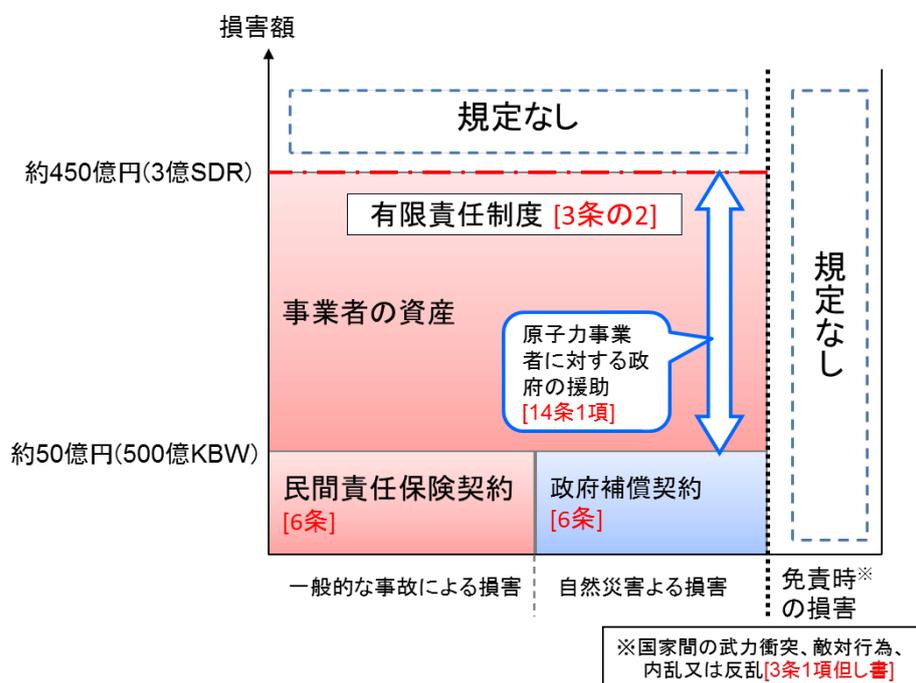
(2) 政府の補償

損害賠償額が損害賠償措置額を超える場合に、原賠法の目的を達成するために必要であると認められるときは、政府は原子力事業者に対し必要な援助を行うとされる（原賠法第 14 条第 1 項）。

原子力事業者の責任は 3 億 SDR に制限されていることから、この政府の援助は 3 億 SDR までの範囲内でなされる。

なお、3 億 SDR を超える損害が発生した場合の措置は何ら規定されておらず、完全賠償は保証されていない¹¹。

図 7：韓国における原子力損害賠償の基本的仕組み（平成 26 年）



(3) 事業者が免責された場合の補償

原賠法第 3 条第 1 項ただし書に基づき事業者が免責される場合、我が国と

¹¹ 事業者の責任限度を超える損害に対し、政府が支援措置を講じた例としては、2007 年 12 月に韓国で起きた石油汚染事故がある。このケースでは、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」に基づき事業者の損害賠償責任が制限され、被害者への完全賠償が果たされなかったが、賠償の不足分を補償するため、国は新規立法により補償を行った。なお、国は事業者に対し補償資金の負担を求めている。

同様に、政府は被害者の救助及び被害の拡大を防止するのに必要な措置を講じなければならないとされる（原賠法第 14 条第 2 項）。

4. 損害賠償の支払実務

(1) 損害額の査定

原賠法上、損害額の査定に係る規定は存在しない。

(2) 原子力損害賠償に係る紛争解決

原賠法には、原子力損害の賠償に関する紛争を調停するため、原子力安全委員会に原子力損害賠償審議会を設置できる旨の規定があり（同法第 15 条第 1 項）、同審議会において、紛争の調停とそのために必要な損害の調査及び評価を行うとされている（同条第 2 項）。

(3) 仮払制度

原賠法には、事業者以外の者が事業者に代理して損害賠償支払いを立て替えて行う制度は存在しない。

5. その他

○ 消滅時効

2001 年の原賠法改定時に消滅時効に関する規定が導入されている（同法第 13 条の 2）。

原子力損害賠償の請求権は、

- ① 被害者が損害及び責任を負うべき事業者の双方を知った日から 3 年間行使しなければ消滅する。
- ② 原子力事故の日から 10 年間行使しなければ消滅する。ただし、身体障害、疾病発生及び死亡に起因する賠償については 30 年間行使しなければ消滅する。

VI. スイスの原子力損害賠償制度の概要

1. 根拠・目的

スイスの原賠制度は、1959年に制定された原子力法で定められていたが、1983年、原子力責任法が制定され、原子力法から分離された。

スイスは、パリ条約及びブラッセル補足条約に署名しながらも批准していなかったが、2008年、改正パリ条約及び改正ブラッセル補足条約を批准するための原子力責任法の改正を行い、2009年に両条約を批准した。しかし、改正後の原子力責任法の施行は、改正パリ条約の発効が要件とされており、現在は改正前の原子力責任法により規律されている。

原子力責任法の目的は、法律上明示的に定められていないが、「この法律は、前文に定める条約（注：改正パリ条約）を補足して、原子力施設により又は核物質の輸送の際に発生する原子力損害の責任及びその填補を定める」（同法第1条第1項）とされており、改正パリ条約の目的（「原子力の事故に起因する損害を被った人に対して適当かつ公正な賠償を保証するとともに、それによって平和目的のための原子力の生産及び利用が妨げられないことを確保する」）を実現するための国内法と位置付けられている。

条約及び原子力責任法の規定がない限り、原子力損害に係る損害賠償責任については、スイスの一般法である債務法が適用される（原子力責任法第1条第3項）。

2. 事業者の責任

(1) 無過失責任、責任集中

原子力事故が発生した場合の事業者の法的責任については、原子力責任法上明確に規定されていないため、改正パリ条約が直接適用されると見られる。

改正パリ条約では、事業者は厳格かつ排他的な責任を負い、他の何人も損害賠償の責任を負わないとされる（同条約第3条及び第6条）。

なお、改正パリ条約では、原子力損害の全部又は一部が、その損害を被った者の重大な過失、又はその者の損害をもたらすことを意図した作為又は不作為から生じたものであることを事業者が証明した場合には、管轄裁判所は、その者が被った損害に関する事業者の賠償責務の全部又は一部を免除することができる（同条約第6条第e項）とされており、その旨が原子力責任法第4条第2項に規定されている。このため、事業者は、被害者に重大な過失等があることを証明すれば、賠償金の支払いを拒むことができることになる。

(2) 責任額

原子力事業者は、原子力損害について金銭上の制限なしに責任を負う（無

限責任) (原子力責任法第 3 条第 1 項)。スイスは、1959 年に原子力法を制定した当時、他の OECD 諸国に倣い有限責任制度を採用していたが、1983 年に制定された原子力責任法において、無限責任制度を採用した。当時、政府は、被害者が出た場合に被害者を最大限完全に保護するため、有限責任制度を放棄すべきとの立場をとり、また、電力業界も、原子力に対する一層の信頼が得られるとの期待の下にそれを支持したとされる¹²。

無限責任制度をとるため、原子力損害に係る賠償によって原子力事業者が経営破綻することもあり得る仕組みとなっている。

(3) 損害賠償措置

原子力事業者は、一定額 (改正パリ条約及び原子力責任法に定める責任) について、原子力損害に係る請求を保険又はその他の資金的保証 (損害賠償措置) によって賠償しなければならない (原子力責任法第 8 条第 1 項)。

損害賠償措置の額は、一原子力施設当たり、ブラッセル補足条約上の第 2 区分までの金額 (12 億ユーロ (約 1,560 億円 : 1 ユーロ = 130 円)) に利息及び裁判費用としてその 10% を加えた額 (13.2 億ユーロ (約 1,716 億円)) と定められている (原子力責任法第 8 条第 2 項)。

また、事業者は、損害賠償措置として、最低 10 億スイスフラン (約 1,300 億円 : 1 スイスフラン = 130 円) にその 10% を加えた額 (11 億スイスフラン (約 1,430 億円)) について、スイス国内での営業を許可されている保険会社等との間で責任保険契約を締結することが義務付けられている (同法第 9 条第 1 項)。

なお、旧原子力責任法では、責任保険契約が義務付けられる額には、最低 3 億スイスフラン (約 390 億円) にその 10% を加えた額とされていたが、原子力責任法に基づく政令 (原子力責任令) において 3 億スイスフランが 10 億スイスフランに引き上げられている。現在の民間責任保険の額は最低限の 10 億スイスフランのままであるが、原子力責任令によってより高額に定めることが可能な仕組みとなっている。

損害賠償措置額と責任保険による損害賠償措置額との差額 (約 286 億円) については、後述するように連邦政府が填補する (原子力責任法第 10 条)。

(4) 免責

事業者はいかなる場合であっても免責されない (原子力責任法第 3 条第 2 項)。発生した原子力損害が武力紛争、戦争、内乱、暴動又はテロリストに

¹² 「諸外国の原子力第三者責任保険制度」 (OECD, IAEA 共催原子力第三者責任保険に関するシンポジウム報告書) (日本エネルギー法研究所 (1985 年))。

よる武力攻撃に直接起因する場合であっても免責されない。このため、免責規定については、改正パリ条約を批准する際、留保条項としていると推測される。

3. 被害者に対する損害賠償

(1) あらかじめ準備される賠償資金の額

上述のとおり賠償措置額は 13.2 億ユーロ（約 1,716 億円）であるが、スイスはブラッセル補足条約の締約国であるため、原子力損害が 12 億ユーロ（約 1,560 億円）を超える場合に、ブラッセル補足条約第 3 区分の締約国からの拠出金（3 億ユーロ（約 390 億円））を賠償資金として利用することができる。具体的には、連邦参事会が締約国に対し拠出金の提供を求めることとなる（原子力責任法第 15 条第 1 項）。拠出金のうちスイス分の拠出金については、原子力損害基金から支払われる（同法第 13 条第 2 項）。

このため、スイスにおける損害賠償のために用意される資金額は、16.2 億ユーロ（13.2 億ユーロ+3 億ユーロ）（約 2,106 億円）となり、11 億スイスフラン（約 1,430 億円）までの損害については責任保険契約によって、次いで 12 億ユーロまでの損害については連邦政府によって、15 億ユーロ（約 1,950 億円）までの損害については拠出金によって、さらに 16.2 億ユーロまでの損害については再び連邦政府によって、損害賠償費用が負担されることになる（図 8 参照）。

これら以外に連邦政府による補償に関する規定はなく、仮にあらかじめ準備する賠償資金（16.2 億ユーロ）を超える原子力損害が発生した場合には、事業者は無限責任制度に則り自己の保有資産を原資に賠償を行うこととなる。このため、大規模な原子力損害が発生した場合には、事業者が経営破綻する可能性があり、被害者への損害賠償が履行できなくなるおそれがあると見られる。

(2) 連邦政府による填補・補償

損害賠償措置が講じられれば、通常、責任保険契約によって損害賠償措置額を下回る損害賠償について被害者は賠償金を受け取ることができる。しかし、何らかの事情により、損害賠償措置が履行されない等により被害者が賠償金を受け取ることができない場合等に連邦政府による措置をとることが定められている（原子力責任法第 10 条～第 14 条）。

具体的には、以下の①～④の場合に、原子力責任法第 8 条に定める金額（13.2 億ユーロ）を限度として補償するとされる。

- ① 損害額が責任保険による損害賠償措置額を超える場合、責任保険が適用されない場合又は履行されない場合

- ② 後発損害について原子力責任法第 5 条第 1 項に規定する事故後 30 年の消滅時効によって賠償請求することができない場合
- ③ 責任を負う者が特定できない場合
- ④ 他国の原子力事故によって国内に越境損害が生じた場合であって、原子力責任法に対応する支払いを受けられない場合

上記①又は②の補償については、連邦政府は必要な費用を事業者から負担金として徴収することとされており（原子力責任法第 12 条第 1 項）、負担金が補償の原資に充てられる。その際、負担金の算定基礎は、保険数理上の原則に従い、かつ、施設等の危険度を考慮して連邦参事会が定めるとされていることから、これは国の行う一種の保険制度と考えられる。

事業者の負担金は、連邦エネルギー庁が通常毎年査定し、事業者は査定後 30 日以内に支払わなければならないとされる。また、原子力責任令において、各原子力施設について事業者が支払うべき額が定められている。

事業者が納めた負担金は、連邦エネルギー庁が運営する独立採算の「原子力損害基金」において管理・運用される。

上記③又は④の補償については、連邦政府の一般財源が充てられ、事業者等の負担はない（原子力責任法第 14 条第 1 項）。ただし、連邦政府は、当該補償に要した費用について、責任を有する者に求償することができる（同条第 3 項）。

(3) 利用可能な資金の分配

上述のとおり、16.2 億ユーロを超えて原子力損害が発生した場合には、事業者は無限責任制度に則り自己の保有資産を原資に賠償を行うこととなる。このため、大規模な原子力損害が発生した場合には、事業者が経営破綻する可能性があるが、原子力責任法では 16.2 億ユーロを超える範囲の損害に対する連邦政府による補償については特に定められていない。

しかし、賠償資金（16.2 億ユーロ＋事業者の保有資産）によってはすべての損害賠償請求を充足できず、又は被害者の数が多いために通常の手続を実施することができない場合には、連邦議会は、命令により補償計画を定めることとされる（原子力責任法第 25 条第 1 項）。

補償計画では、「被害者への賠償に利用可能なすべての資金を公平に分配するための一般的原則」を定める（原子力責任法第 25 条第 3 項）。

また、補償計画においては、

- ① 原子力責任法の規定及び一般の損害賠償法の規定を逸脱可能な分配規則を定めることができ、
- ② 追加的な補償を実施するための連邦政府の一般予算を財源とした負担金を支払う旨を定めることができ、

③ 計画を施行するための手続を定め、手続を施行する独立した機関を指定することができる（同条第4項）。

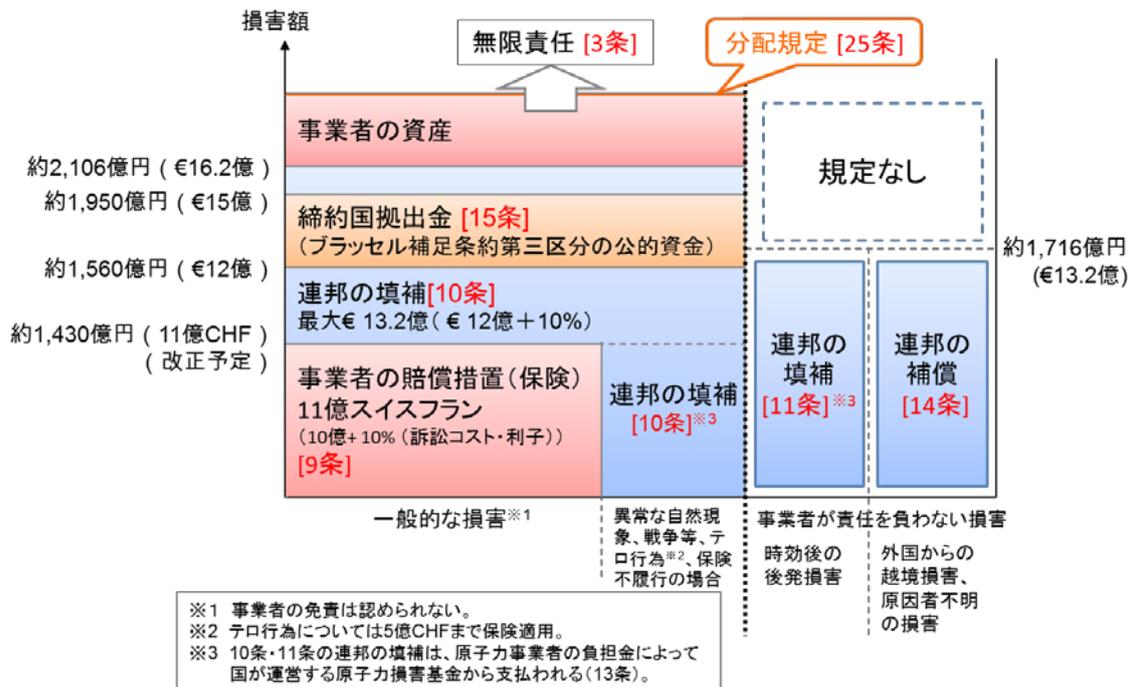
なお、上記②により完全賠償が行われる可能性はあるが、それが保証されているわけではない。

また、損害賠償責任を有する事業者が債務超過に陥った場合、上記①の分配規則と破産法制との優先関係は法律上明らかでない。

(4) 事業者が免責された場合の補償

原子力事業者はいかなる場合でも免責されない。

図 8：スイスにおける原子力損害賠償の基本的仕組み



4. 損害賠償の支払実務

(1) 損害賠償の実施体制

被害者は、填補提供者に対して各填補の範囲内で直接請求権を有する（原子力責任法第17条）。このため、被害者は、事業者、保険会社等、連邦政府のいずれに対しても損害賠償請求を行うことが可能と見られるが、損害額の査定及び賠償金の支払事務については、法律上明確ではない。いずれの主体もこれらの事務を担うことができると考えられるが、仮に事業者、保険会社等及び連邦政府が別々に損害額の査定を行った場合、査定主体が異なるため、査定基準に齟齬が生じる可能性がある。

なお、連邦政府に対する請求については、連邦エネルギー庁において処理

され（原子力責任令第7条第1項）、連邦エネルギー庁は、賠償請求の処理を財務官庁又は民間の保険者に委託することができる（同条第2項）。

(2) 損害額の査定

原子力責任法上、損害額の査定方法に係る規定は存在しない。

(3) 原子力損害賠償に係る紛争解決

原子力責任法上、原子力損害賠償請求に係る和解交渉等を行うための特別な措置は存在しない。

(4) 仮払制度

原子力責任法上、事業者以外の者が事業者に代理して賠償を立て替えて行うような制度は存在しない。ただし、被害者が生活に困窮している場合には、裁判所は請求に妥当性がないと判断されない限り、事業者に対し仮払いを行うよう命じることができる（原子力責任法第24条）。

（以上）